

特定非営利活動法人 学童保育みんなの家定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人学童保育みんなの家 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県鶴岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、放課後及び土曜日等の学校の休日に保護者が家庭にいない小学校に就学する児童を対象に、家庭、地域等との連携のもと、安全で豊かな生活を過ごし、心身ともに健やかな児童の育成を図るとともに、保護者への仕事と子育ての両立を支援し、健全な地域社会の確立に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①放課後児童健全育成事業に係る学童保育所の開設と運営する事業
- ②その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

ただし、この法人と理事長との間で利益が相反する業務又は双方代理となる業務を行うときは、理事会において選任した他の理事等が法人を代表する者としてその業務を執行する。

- 2 理事長以外の理事は、法人業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも書面又は電磁的方法により会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が提案した事項について、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、当該提案を可決する旨の総会の決議があったとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産の手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定して譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場又は電子公告に掲示するとともに官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の広告については、この法人の掲示場又は電子公告に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	羽根田 照 男
副理事長	五十嵐 廣 明
同	梶 山 勝 彦
理事	石 塚 正 子
同	原 敏
同	田 中 誉 子
同	本 間 伸 栄
同	齋 藤 譲
同	三 原 大 輔
同	平 山 昌 子
同	長谷川 千 恵
同	田 淵 曜 子
同	鈴 木 裕 子
監事	渡 邊 健
同	佐 藤 順 子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会のときまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員及び賛助会員の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

(法第10条第1項第2号イ関係)

役員名簿

特定非営利活動法人学童保育みんなの家

	役職名	氏名	住所	報酬
1	理事長	羽根田 照男		有
2	副理事長	五十嵐 廣明		無
3	副理事長	梶山 勝彦		無
4	理事	石塚 正子		無
5	理事	原 敏		無
6	理事	田中 誉子		無
7	理事	本間 伸栄		無
8	理事	齋藤 譲		無
9	理事	三原 大輔		無
10	理事	平山 昌子		無
11	理事	長谷川 千恵		無
12	理事	田淵 曜子		無
13	理事	鈴木 裕子		無
14	監事	渡邊 健		無
15	監事	佐藤 順子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代社会においては少子化や核家族化が進み、女性の就労も拡大して地域社会全体で子どもや子育て家庭を支援していくことが重要な課題となっています。

また、子どもを取り巻く環境の変化により、地域で子どもが安心して過ごせる居場所づくりの必要性も高くなってきました。

学童保育所は放課後及び土曜日等の学校の休日に保護者が家庭にいない小学校に就学する児童を対象に、家庭、地域等との連携のもと、安全で豊かな生活を過ごし、心身ともに健やかな児童の育成を図るとともに、保護者への仕事と子育ての両立を支援し、健全な地域社会の確立に寄与することを目的としています。

これまで「第3学区学童保育の会」は任意団体として施設の運営を公正に、安定的に行ってきました。この度、鶴岡市により公設の施設設置計画を受けて、今後も運営基盤を強固にし、責任をもって学童保育所を運営していくために、法的な位置づけが明確化される「NPO 法人」の設立をするものです。

2 申請に至るまでの経過

当団体は、放課後児童健全育成事業に基づき、保護者が労働等により昼間いない小学校に就学する児童に対し、日曜日、祝日、年末年始、お盆を除く放課後や土曜日等の学校休業日に、昭和62年4月に第三学区学童保育の会として保育事業を開始し活動を行ってきました。

鶴岡市では、令和9年度に新しく学童保育施設を建設する計画が進められており、当該学童保育事業の事業委託を受けるにあたり、法人格を取得し、安定的な事業の経営を確立するため、公平、公正で適正な事業活動の運営に向けて、このたび設立に向けて申請することに至りました。

令和7年6月27日

特定非営利活動法人学童保育みんなの家

設立代表者 住所

氏名 羽根田 照男

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人学童保育みんなの家

1 事業実施の方針

1. 保護者の就労等の理由により、放課後や小学校長期休暇期間の日中等の保育が必要とされている小学校児童に対して、安心、安全な生活の場を提供し、遊びや活動・行事を通して生活体験を豊かにすることにより心身ともに健やかな児童の育成を図っていきます。
2. 第三学区学童保育所の施設整備計画が進み、令和9年度初めに開所予定であり、また、法人へ組織変更後の当初の期間のため、より公平、公正で適正な安定経営にむけての事業活動の基盤強化を確立できるように努めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
放課後児童健全 育成事業に係る 学童保育所の開 設と運営事業	【開所日】 日曜、祝日、年末年始、お盆を除く毎日 【行事】 R7年10月：秋まつり、避難訓練 11月：花の球根植え コミセン文化祭参加 学童作品展、入所説明会① 12月：クリスマス会、保護者会、大掃除 R8年1月：お正月遊び、入所説明会② 2月：豆まき、冬の遊び 3月：お別れ会、けん玉検定保護者会	(A) 令和7年10月から 令和8年3月まで (B) 1. 学童保育こどもの家 鶴岡市若葉町1-48 2. 学童保育こどもの城 鶴岡市若葉町1-45 3. 学童保育こどもの森 鶴岡市若葉町1-44 (C) 学童保育利用児童 202人 放課後児童指導員 等職員 10人 パート指導員 10人	(D) 主に鶴岡市 立朝陽第三 小学校の小 学生 (E) 533人	42,035 千円
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし			

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人学童保育みんなの家

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	3,639,351	第三学区学童保育の会より	
3. 受取助成金等			
助成金	50,000		
留守家庭補助金	9,008,500		
処遇改善補助金	6,978,000	0	19,675,851
4. 事業収益			
放課後児童健全育成事業受託事業収益	18,156,800		
放課後児童健全育成事業保育料金収益	8,997,250		
施設維持積立協力金	211,000		
傷害保険負担金収益	164,442	0	
5. その他収益			
雑収入	17,657	預金利息、市連協印刷代等	
雑収益	2,000		27,549,149
経常収益計			47,225,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	29,345,000		
法定福利費	4,655,000		
退職給付費用	608,000		
福利厚生費	142,000		34,750,000
人件費計			34,750,000
(2) その他経費			
食糧費	2,100,000	おやつ代	
教材費	600,000		
行事費	300,000		
印刷製本費	240,000		
保健衛生費	127,500	薬、薬品代	
事務消耗品費	375,000	事務用品、日用雑貨等	
通信交通費	207,000	通信運搬費	
修繕費	975,000		
水道光熱費	1,117,500	電気、水道、光熱費	
保育料助成拠出金	923,200	鶴岡市へ助成金支払	
雑費	320,000	会費、手数料等	7,285,200
その他経費計		0	7,285,200
事業費計			42,035,200
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	10,000		
給料手当			
福利厚生費			10,000
人件費計			10,000
(2) その他経費			
会議費	293,000		
負担金交際費	250,000		
施設借上料	262,500		
業務委託料	600,000		
研修費	892,000		
設備費	1,125,000		
保険料	360,000		
予備費	1,186,300		
その他経費計			4,968,800
管理費計			4,978,800
経常費用計			47,014,000
当期経常増減額			211,000

Ⅲ 経常外収益			
1.退職給付引当金戻入	0	0	0
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.退職金	0		
退職給付引当金			
2.積立金			
施設維持積立金	211,000	0	211,000
経常外費用計		0	211,000
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額	0		0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人学童保育みんなの家

1 事業実施の方針

1. 保護者の就労等の理由により、放課後や小学校長期休暇期間の日中等の保育が必要とされている小学校児童に対して、安心、安全な生活の場を提供し、遊びや活動・行事を通して生活体験を豊かにすることにより心身ともに健やかな児童の育成を図っていきます。
2. 第三学区学童保育所の施設整備計画が進み、令和9年度初めに開所予定であり、より適正規模、機能が整備された施設に伴った安定経営を確立し実施できるように努めます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
放課後児童健全 育成事業に係る 学童保育所の開 設と運営事業	【開所日】 日曜、祝日、年末年始、お盆を除く毎日 【行事】 R8年4月：入所式、避難訓練 5月：草花遊び、野菜の苗植え 1年生保護者会 鶴岡市こどもまつり参加 6月：こども会議、集団遊び、 定時総会 7月：保護者会、こども会議 8月：もの作り遊び けん玉検定 9月：福祉健康まつり参加 いろいろな遊び体験 環境整備 10月：秋まつり、避難訓練 11月：花の球根植え、コミセン 文化祭参加、学童作品 展、入所説明会① 12月：クリスマス会、保護者会 R9年1月：お正月遊び、入所 説明会② 2月：豆まき、冬の遊び 3月：お別れ会、けん玉検定 保護者会	(A) 令和8年4月から 令和9年3月まで (B) 1. 学童保育こども の家 鶴岡市若葉町1-48 2. 学童保育こどもの城 鶴岡市若葉町1-45 3. 学童保育こどもの森 鶴岡市若葉町1-44 (C) 学童保育利用児童 211人 放課後児童指導員 等職員 10人 パート指導員 11人	(D) 鶴岡市立朝 陽第三小学 校の小学生 (E) 530人	73,063千円
その他この法 人の目的を達 成するために 必要な事業	実施予定なし			

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」）

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人学童保育みんなの家

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
3. 受取助成金等			
助成金	100,000		
留守家庭補助金	17,385,000		
処遇改善補助金	13,956,000	0	31,441,000
4. 事業収益			
放課後児童健全育成事業受託事業収益	26,678,000		
放課後児童健全育成事業保育料金収益	17,994,500		
施設維持積立協力金	422,000		
傷害保険負担金収益	328,884	0	
5. その他収益			
雑収入	51,616	預金利息、市連協印刷代等	
雑収益	4,000		45,479,000
経常収益計			76,920,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	52,980,000		
法定福利費	8,810,000		
退職給付費用	1,216,000		
福利厚生費	204,000		63,210,000
人件費計			63,210,000
(2) その他経費			
食糧費	3,000,000	おやつ代	
教材費	700,000		
行事費	400,000		
印刷製本費	300,000		
保健衛生費	70,000	薬、薬品代	
事務消耗品費	400,000	事務用品、日用雑貨等	
通信費	354,000	通信運搬費	
修繕費	300,000		
水道光熱費	1,706,000	電気、水道、光熱費	
保育料助成拠出金	1,846,400	鶴岡市へ助成金支払	
雑費	777,000	会費、手数料等その他	
その他経費計		0	9,853,400
事業費計			73,063,400
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	20,000		
給料手当			
福利厚生費			20,000
人件費計			20,000
(2) その他経費			
会議費	166,000		
負担金交際費	300,000		
施設借上料	525,000		
業務委託料	600,000		
研修費	384,000		
設備費	500,000		
保険料	700,000		
予備費	239,600		
その他経費計			3,414,600
管理費計			3,414,600
経常費用計			76,498,000
当期経常増減額			422,000

Ⅲ 経常外収益			
1.退職給付引当金戻入	0	0	0
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.退職金	0		
退職給付引当金			
2.積立金			
施設維持積立金	422,000	0	422,000
経常外費用計		0	422,000
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0		0
次期繰越正味財産額	0		0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。